

# 大阪府内単位スポーツ少年団の組織と登録に関する規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、「日本スポーツ少年団設置規程」第3条および「大阪府スポーツ少年団本部規程」第2条の目的に基づいて結成される大阪府内単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）の組織と登録について定める。

## 第2章 単 位 団 の 組 織

第2条 単位団の結成は、原則として日常活動が円滑に行える範囲の地域を単位とする。

第3条 結成にあたっては、単位団には「〇〇〇〇スポーツ少年団」の名称を付するものとする。

第4条 単位団は、日本スポーツ少年団が示す「スポーツ少年団規約例」および「同、育成母集団規約例」に準じた規約を定めなければならない。

第5条 単位団は、日本スポーツ少年団の設置目的に賛同する団員、指導者、役員およびスタッフならびに育成母集団によって組織される。

第6条 単位団は、登録する年の4月1日現在の満3歳以上の団員で組織する。ただし、満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。

2 単位団には、団員が10名以上いなければならない。

ただし、登録する年の4月1日現在満19歳以下の団員が登録団員数の5分の4以上を要する。

第7条 単位団には、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づくリーダーをおく。

2 リーダーは、単位団に所属する団員をもってこれにあてる。

3 リーダーは、所定の推薦により日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づく各種リーダースクールを受講し、資格の認定を受けることができる。

第8条 単位団には、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づくスポーツ少年団の理念を学んだ2名以上の指導者をおく。なお、新規団指導者は年度内に資格取得を必須とする。

2 単位団には、登録する年の4月1日現在満20歳以上の指導者、役員またはスタッフの2名以上の登録を必須とする。

3 指導者は、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づく各種指導員講習会を受講し、資格の認定を受けることができる。

4 指導者、役員、またはスタッフのうち1名（登録する年の4月1日現在満20歳以上）を代表者とする。

第9条 単位団には、団員の保護者及び単位団の活動の目的に賛同する個人・団体をもって組織する育成母集団をおく。

### 第3章 単 位 団 の 登 録

第10条 単位団は、当該府内市町村スポーツ少年団に加入を申し入れ、承認を受けなければならない。

第11条 加入を認められた単位団は、日本スポーツ少年団「登録規程」ならびに「登録規程施行細則」に基づき、大阪府スポーツ少年団及び所属市町村スポーツ少年団が示す要領に従って、年1回、定められた期日までに登録手続きをとらなければならない。

第12条 登録にあたっては、日本スポーツ少年団、大阪府スポーツ少年団、地区スポーツ少年団連絡協議会ならびに所属市町村スポーツ少年団が、それぞれに定める登録料の合計額を、所属市町村スポーツ少年団へ一括納入する。

2 大阪府スポーツ少年団への登録料は、団員1名600円、指導者、役員、スタッフ1名1,400円とする（日本スポーツ少年団への登録料を含む）。

第13条 登録した単位団は、団旗（有償）が使用でき、登録の都度「登録規程施行細則」による認定リボンが交付される。

第14条 登録した団員、指導者、役員およびスタッフには、登録の都度「登録規程施行細則」による諸章等がそれぞれに交付される。

第15条 登録した単位団、団員、指導者、役員およびスタッフは、該当するスポーツ少年団活動に参加する資格と権利を有する。

第16条 この規程は、大阪府スポーツ少年団本部理事会の議決によって変更することができる。

### 第4章 附 則

第17条 この規程は、昭和45年3月30日制定施行の「大阪府スポーツ少年団準則」ならびに「大阪府スポーツ少年団の育成および登録規程」を廃し、新たに制定する。

平成元年2月15日 制定

平成元年4月1日 施行

ただし、第8条第2項については、平成2年4月1日から施行する。

平成27年2月24日 改定

平成27年4月1日 施行

平成27年10月7日 改定

平成28年4月1日 施行

平成29年4月1日 改定

令和2年4月3日 改定

令和2年4月3日 施行

令和3年3月18日 改定

令和3年4月1日 施行

第8条第1項は令和3年度に限り、特別な事情により「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名となる単位団において、これを適用しない（特別な事情の場合、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名でも更新登録することを可能とする）。なお、令和2年度新規単位スポーツ少年団については「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」の人数にかかわらずこれを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が引き続き0名でも更新登録を可能とする）。ただし、令和2年度更新単位スポーツ少年団は次の（1）を、令和2年度新規単位スポーツ少年団は次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。